

(2) 必要書類等について

必要書類																		
福岡県ホームページに掲載されている様式		○	○					○	○	○	○	○					○	(納付書)
複数同時に申請する場合に、1部の添付で良いもの				○				○	○	○	○					○		
申請区分		教育職員免許状授与・交付・検定申請書、宣誓書	履歴書（公立学校の教職員は学校保管の履歴書に所属長の奥書証明を付したもので可）	卒業（修了）証明書	学力に関する証明書（教員免許申請用の単位修得証明書）	基礎となる免許状（原本又は写しに所属長の奥書証明を付したものの）	介護等体験の証明書	実務成績証明書 ※親展とすること	人物証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） ※親展とすること	身体証明書（1年以内に発行されたもの）	実地の経験及び技術に関する証明書	実務証明書	基礎資格として必要な免許状（原本又は写しに所属長の奥書証明を付したものの）	合格証明書	戸籍抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）	手数料（円） （福岡県領収証紙を納付書に貼り付けて納付すること。）		
1	大学卒業等によるもの（別表第1）	○	○	○	○※1	※2	※3	※4							※5	3,300		
2	大学卒業等によるもの（別表第2、別表第2の2）	○	○	○	○								※6		※5	3,300		
3	上級免許状（幼・小・中・高）（別表第3）	○	○	※7	○	○		○	○	○					※5	5,000		
4	特別支援（二種・上級免許状）（別表第7）	○	○		○	○		○	○	○					※5	5,000		
5	上級免許状（養教、栄教）（別表第6、別表第6の2）	○	○	※7	○	○		○	○	○					※5	5,000		
6	他教科免許状（別表第4）	○	○		○	○			○	○					※5	5,000		
7	隣接校種免許状（別表第8）	○	○		○	○		○	○	○					※5	5,000		
8	実習免許状（別表第5、附則第9項）	○	○	※7	※8	※9		※10	○	○	※11				※5	5,000		
9	新教育領域の追加（法第5条の2第3項）	教員としての在職年数を要しない追加方法		○	○	※13									※5	3,300	※12	
		教員としての在職年数を要する追加方法		○	○	○	※13		○	○	○				※5	5,000	※12	
10	自立教科等（施行規則第64条）	教員養成機関卒業等又は医師免許を有する場合		○	○	※7	※8					※6			※5	3,300		
		上級の免許状を受けようとする場合		○	○		○		○	○	○				※5	5,000		
11	臨時免許状（法第5条第5項等）	所属長に確認すること。														3,400		
12	特別免許状（法第5条第2項）															5,000		
13	資格認定試験合格（法第16条）	○	○											○	※5	3,300		
14	免許法附則第17項に基づく栄養教諭免許状申請	○	○		○	※9		○	○	○			○		※5	5,000		
15	免許法附則第18項に基づく幼稚園教諭免許状申請	○	○	○	○					○	○		○	○		※5	5,000	

- ※1 他の校種の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をあてる場合は、元となる校種の普通免許状を受ける場合の学力に関する証明書も添付すること。
- ※2 基礎となる免許状は、次のいずれかに該当する場合に添付すること。
- 他の校種の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をあてる場合（例：小学校教諭普通免許状を取得する際に、それ以前に取得した中学校教諭普通免許状の単位をあてる場合には、中学校教諭普通免許状を添付する。）
 - 教育実習の単位を教員としての経験年数をもって教育の基礎的理解に関する科目等の科目から替える場合（例：小学校教諭普通免許状を取得する場合に、小学校助教諭として勤務した経験年数をもって替える場合は、小学校助教諭免許状を添付する。）
- ※3 介護体験の証明書は、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得する場合に添付すること。
- ※4 実務成績証明書は、教育実習の単位を教員としての経験年数をもって教育の基礎的理解に関する科目等の科目から替える場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※5 戸籍抄本は、必要書類として添付するものに記載されている本籍地（都道府県単位）若しくは氏名が、申請時点と異なる場合又は福岡県教育委員会が別途指示する場合に添付すること。
- ※6 基礎資格として必要な免許状は、取得方法に応じ保健師免許証、看護師免許証、栄養士免許証又は管理栄養士免許証等を添付すること。
- ※7 卒業証明書は、基礎資格として求められている場合に添付すること。（例：大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した者である場合は、大学の卒業証明書を添付する。）
- ※8 学力に関する証明書は、取得方法に応じ最低修得単位数を取得した場合に添付すること。
- ※9 基礎となる免許状は、基礎資格として教員免許保有者であることを要する取得方法である場合に添付すること。
- ※10 実務成績証明書は、最低在職年数を要する取得方法である場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※11 実地の経験及び技術に関する証明書は、実地の経験を要する取得方法である場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※12 新教育領域の追加を行う場合で、他県に居住している場合は、現金書留又は郵便為替での納付も可とする。
- ※13 新教育領域を追加することとなる基礎として必要な特別支援学校教諭免許状は、原本を提出すること。